

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 8 月 1 日

「全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ II-2(ウガンダ、タンザニア、アンゴラ)(QCBS)」

(公示日:2022 年 7 月 13 日/調達管理番号:22a00127)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	説明書 p.22 第 3 章 1. (3)1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数 説明書 p.23 第 3 章 2. (2)1) 業務量の目途	評価対象とする業務従事者の担当専門分野は、「業務主任者/プロジェクト評価 1」及び「プロジェクト評価 2」、評価対象業務従事者の予定人月数は約 6.93 人月と記載されています。 この予定人月数を下回る場合、条件を満たさないと減点となりますか。 また、「プロジェクト評価 3」を加えて評価対象業務従事者を 3 名とし、同従事者 3 名の予定人月数を 8.58 人月(本パッケージの合計業務量に同じ)とすることは可能でしょうか。可能な場合、減点対象となりますか。	・評価対象は「業務主任者/プロジェクト評価1」と「プロジェクト評価2」となりますので、当該対象者に係る提案事項について評価対象となります。評価対象となる業務従事者 2 名の予定人月が説明書に記載されている予定人月数(約 6.93 人月)を下回ることをもってのみで減点等の評価は行いません。 ・本契約で評価対象業務従事者は 2 名となっています。それ以上の業務従事者は評価対象いたしません。
2	説明書 p.11 第 2 章 特記仕様書 第 3 条 業務の目的と範囲 説明書 p.17 第 2 章 特記仕様書 第 5 条(5)2)ウガンダ「コメ振興プロジェクト」(定性調査)	「LNOB にかかる詳細分析」の成果品のイメージを教えてください(分量、様式等)	・説明書 P18 の第 5 条(13)に記載の通り、外部事後評価報告書の本文 2 ページと同程度を想定しておりますが、フォーマットは特に指定しておりません。構成(案)は説明書 P18~19 をご参照ください。

3	説明書 p.12 第 2 章 特記仕様書 第 4 条(2)1)ウガンダ コメ振興プロジェクト	「難民、ホストコミュニティ難民支援のための研修など活動追加をしたこと(活動 2-2.2-3.2-4)については、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」を活用して評価を行う」とありますが、活動追加に至った経緯や対象とする難民の選定基準・プロセスが分かる資料はありますか。ある場合はご提供をお願いします。	・Terminal evaluation report(英文)と2019年3月付の Completion Report(英文)については、追加で資料配付いたします(JICA 評価部(jicaev@jica.go.jp)へご連絡の上、入手いただけますようお願いいたします。誓約書をご提出いただき、配付いたします)。その他の資料については契約後に提供します。プロポーザルでは既存資料にて提案をお願いいたします。
4	説明書 p.18-19 第 2 章 特記仕様書 第 5 条(13)誰一人取り残さない(Leave No One Behind)の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言	「構成(案)」に示される(II)と(IV)の違いは何でしょうか。	・(I)と(II)は今回の定性調査の実施ならびに分析業務から得られた教訓や提言(今後、類似案件で LNOB に関する定性調査を実施する場合の改善点)、(III)以降はその結果を踏まえた、LNOB 配慮の視点を反映した事後評価全般への課題や改善案の提案を想定しています。これらの内容が含まれる場合には、章構成は変更して構いません。
5	説明書 p.12 第 2 章 特記仕様書 第 4 条(2)1)ウガンダ コメ振興プロジェクト	Adjumani 県には、ZARDI や NaCRRI の事務所はありますか。 無い場合は、Adjumani 県を業務従事者の踏査対象県とする理由を教えてください。	・Terminal evaluation report(英文)と2019年3月付の Completion Report(英文)を追加で配付いたします。同報告書の中で Adjumani 県には UNHCR のオフィスがあり、終了時評価でインタビュー調査を実施していました。本評価対象案件では、LNOB に係る調査を行いますので Adjumani 県を踏査対象県としました。 ・なお、ZARDI については、終了時評価時点でカウンターパートが配置されていたのは、Abi、Bulindi、Rwebitaba、Ngetta、Mukono、

			Buginyanya となっており、Adjumani は含まれていません。NaCRRRI はカンパラ郊外となります。
6	説明書 p.24 第 3 章 2. (3)2) 配布資料	<p>ウガンダ「コメ振興プロジェクト」の終了時評価調査(2016 年 3 月公示)、第 2 次終了時評価調査(2017 年 7 月公示)が評価コンサルタントの参团により実施されたと思いますが、公開資料で終了時評価調査報告書を見つけることができませんでした。同報告書は公開されていますか。</p> <p>未公開の場合、本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は事後評価業務における排除者条項に該当しないとされておりますので、公平性の観点からも、同報告書の共有をお願いすることは可能でしょうか。</p>	<p>・Terminal evaluation report(英文)と 2019 年 3 月付の Completion Report(英文)を追加で配付いたします。JICA 評価部(jicaev@jica.go.jp)へご連絡下さい。誓約書をご提出いただき、配付いたします。</p>
7	説明書 p.24 第 3 章 2. (3)2) 配布資料、3) 公開資料	<p>タンザニア「コメ振興支援計画プロジェクト」の中間レビュー(2015 年 10 月及び同 11 月公示)及び終了時評価調査(2018 年 5 月公示)が評価コンサルタントの参团により実施されたと理解しておりますが、公開資料で両調査報告書を見つけることができませんでした。同報告書は公開されていますか。</p> <p>未公開の場合、公平性の観点からも、同報告書の共有をお願いすることは可能でしょうか。</p>	<p>・Final Report(英文)を追加配付いたします。JICA 評価部(jicaev@jica.go.jp)へご連絡下さい。誓約書をご提出いただき、配付いたします。</p>

8	企画競争説明書 P.15、(3)ローカルリソースの活用	本事後評価パッケージの対象 3 案件においてローカルリソースの効果的な活用が想定されております。各案件の調査対象国において現地調査補助員を雇用し、踏査や調査を代行または実施してもらう場合、3 つの対象国の現地人材に係る日当・宿泊費の規定があれば可能な範囲で情報共有いただけますでしょうか。	現地調査補助員の日当・宿泊費については現地の実情に即した金額を計上下さい。
9	企画競争説明書 P.22、第 3 章、1. プロポーザルに記載されるべき事項、(2)業務実施の基本方針等	(2)の業務実施方針等の3)から8)までの部分について特にページ制限についての記載がありませんが、目安のページ数があればご教示いただけますでしょうか。	プロポーザルの記載分量に関する留意事項は「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022 年 4 月)」本文及び別添資料8に記載のとおりです。
10	企画競争説明書 P.22、第 3 章、1. プロポーザルに記載されるべき事項、(3)業務従事予定者の経験、能力	(3)業務従事予定者の経験、能力のセクション全体について目安のページ数があればご教示いただけると幸いです。	同上
11	企画競争説明書 P.26、(4)【アンゴラ】及び P.28、(8)宿泊費特別単価の適用について	P. 26 及び P. 28 に「宿泊は、JICA 事務所がするホテルのみで、ルアンダでは一律 27,300 円／泊として計上」とあります。これは JICA 専門家の場合との理解ですが、例えば現地調査補助員については、何か宿泊施設についての規定等ありましたらご教示いただけますでしょうか。	宿泊費特別単価は業務従事者を対象として設定しています。現地調査補助員につきましては、現地の実情に即した金額を計上下さい。
12	企画競争説明書 P.26、【アンゴラ】	2)に「常時通話可能な通信機器を携行する。」と記載がありますが、衛星携帯電話であればアンゴラの対象地域において常時通話可能でしょうか。その他に常時通話可能な通信手段があればご教示いただけますでしょうか。	・現時点では衛星携帯電話の利用を想定しておりません。

13	企画競争説明書 P.27、(3)定額計上について	P.27(3)にウガンダ:コメ振興プロジェクトに係る一般業務費(特殊傭人費):331千円が記載されています。この金額は日当・宿泊費を含めたウガンダ案件の特殊傭人に係る全ての金額が含まれていると理解して良いでしょうか。	<p>P27 (3)1)一般業務費(特殊傭人費)の定額計上は、第5条(5)1)ウガンダ「コメ振興プロジェクト」(定量調査)(P16-17)の現地調査に必要となる経費になります。当該調査にかかる日当・宿泊費は、以下を定額計上してください。</p> <p><現在の定額計上分></p> <p>1)一般業務費(特殊傭人費):331千円 2)一般業務費(車両関連費):400千円</p> <p><修正後の定額計上分></p> <p>1)一般業務費(特殊傭人費):331千円 2)一般業務費(車両関連費):400千円 3)一般業務費(旅費・交通費):90千円</p> <p>他の業務にかかる現地補助員の雇用については、見積りで計上してください。</p>
14	企画競争説明書 P.13、2)、タンザニア:コメ振興支援計画プロジェクト	タンザニアのコメ振興支援計画プロジェクトの有効性とインパクトに係る「定量的効果及び定性的効果の確認にあたっては、農家に対しインタビューを行うこと。詳細は第5条(5)のとおり。」と記載がありますが、第5条の17ページ以降の同案件の該当箇所には定性調査についての記載はあるものの、定量調査についての記載がありません。定量調査は実施する必要なしと考えて良いでしょうか。もし定量調査を行う必要がある場合は、調査対象と項目についての確認をさせていただけますでしょうか。	・ご理解のとおりです。本案件は定性調査のみとなります。

15	<p>企画競争説明書 P.14、3)アンゴラ:ナミベ港改修計画</p>	<p>「業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト(ルアンダからナミベ州までの区間:約920km)の現状を踏査して情報収集する。」との記載についてですが、ルアンダからナミベ州まで陸路で移動する場合、P.26 の記載内容以外に安全に係る制限や規定がもしあればご教示願います。</p>	<p>・企画競争説明書に記載の安全管理情報は、外務省の海外安全情報等(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_092.html#ad-image-0)を参考にしています。詳細は上記サイトをご参照ください。</p> <p>加えて、P14 の該当箇所について、以下の通り修正します。</p> <p><修正内容と修正理由></p> <p>・(ルアンダからナミベ州までの区間:約 920km)を削除。</p> <p>(理由)本事業のプロジェクトサイトはナミベ州ナミベ港であるため、ルアンダからナミベ州までの道路の踏査は必要としないため。</p> <p><修正前></p> <p>・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト(ルアンダからナミベ州までの区間:約 920km)の現状を踏査して情報収集をする。国交省内交通省海事港湾院、ナミベ港湾公社については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。</p> <p><修正後></p> <p>・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイトの現状を踏査して情報収集をする。国交省内</p>
----	-------------------------------------	--	--

			交通省海事港湾院、ナミベ港湾公社については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
16	企画競争説明書 P.18、 (11) 評価報告書(案)の作成 について	アンゴラ案件では評価報告書(案)(英文・葡文)の提出が求められますが、ポルトガル語の翻訳・校正に係る経費の計上は認められますでしょうか。	・最終成果品は(和文と)英文となりますが、企画競争説明書 P15 第 4 章(4)に記載した葡文での作成資料については、実施機関への確認等の目的での作成となります。業務の実施上、葡文への翻訳については、経費の計上を認めます。
17	企画競争説明書 P.27、(3)定額 計上について	ウガンダのコメ振興プロジェクトの定量調査に係る特殊傭人費と車両関連費は定額計上の指示が出ています。もし、定量調査を実施する場所と同じ場所で定性調査も行う場合は、定性調査に必要な特殊傭人費と車両関連費についてはその日数分の費用を差し引くなどして、定額計上に含めないという考え方で積算すれば良いでしょうか。	・企画競争説明書に記載のとおり、定額計上の積算には定性調査に必要な経費は含まれていません。したがって、定性調査の経費は定額計上分とは別に見積もってください。その際、ご質問のように定性調査を定量調査と同じ場所で実施する場合で、定性調査に必要な経費のうち特殊傭人費・車両関係費の一部等、定量調査と重複する部分についても、定性調査分を計上してください。
18	説明書 p.22 第 3 章 1. (3)1)評 価対象業務従事者の経歴及び業 務従事者の予定人月数 説明書 p.23 第 3 章 2. (2)1)業 務量の目途	評価対象とする業務従事者の担当専門分野は、「業務主任者／プロジェクト評価 1」及び「プロジェクト評価 2」、評価対象業務従事者の予定人月数は約 6.93 人月と記載されています。 説明書の記載内容から推定される業務量に鑑み、上記評価対象業務従事者 2 名の担当案件	質問回答 1 で回答済みのとおり、評価対象は「業務主任者／プロジェクト評価1」と「プロジェクト評価2」となりますので、当該対象者に係る提案事項について評価対象となります。評価対象となる業務従事者 2 名の予定人月数が説明書に記載されている予定人月数(約 6.93 人月)を下回ることをもってのみで減点等の評価は行

		はウガンダ技協及びタンザニア技協案件と推察されます。仮に、「プロジェクト評価2」がアンゴラ無償案件を担当した場合、説明書記載の予定人月数を大幅に下回ると考えられますが、この場合、条件を満たさないとして減点となりますか。	いません。
19	<p>説明書 p.11 第2章 特記仕様書 第3条 業務の目的と範囲</p> <p>説明書 p.17 第2章 特記仕様書 第5条(5)2)ウガンダ「コメ振興プロジェクト」(定性調査)</p>	<p>詳細分析に関しては、以下の理解で宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途詳細分析ペーパーとして取りまとめる必要はない ・分析結果は評価報告書のコラムとしてとりまとめる <p>・LNOBの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言ペーパー(2枚程度)を作成し、報告書とは別に提出物として提出する。</p>	<p>・「ウガンダ「コメ振興プロジェクト」(定性調査)※LNOBにかかる調査」については、評価報告書への反映方法及び提出物については、以下となります。</p> <p>1) 評価報告書について</p> <p>P13に記載のとおり、本LNOBの定性調査は、本事業の最終受益者への事業効果の発現状況を評価するものです。分析結果については、評価報告書に反映を想定しています。</p> <p>2) 「誰一人取り残さない(Leave No One Behind)」の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言ペーパー」について</p> <p>ご理解のとおりです。評価報告書とは別に、提出物としてご提出をお願いいたします。</p>
20	<p>説明書 p.17 第2章 特記仕様書 第5条(5)3)タンザニア「コメ振興支援計画プロジェクト」(定性調査)</p>	<p>「農家の規模にも配慮のうえ」と記載されています。</p> <p>・この場合の「規模」は作付面積でしょうか。あるいは、収入となりますか。</p>	<p>・「規模」は作付面積を想定しています。</p> <p>・データが偏らないように、規模別に、小規模農家、中規模農家を設定した場合、両方の規模の農家から情報を収集する、との意図です。</p>

		・「配慮」とは、具体的にどのような対応が求められていますでしょうか。	
--	--	------------------------------------	--

以上